



しあわせの木

【槐（えんじゅ）の木】マメ科に属する樹木の名称です。
その葉は殺菌に用いられるなど大切にされており、
「しあわせの木」とも呼ばれています。

21号

発行日 平成29年8月14日

7月5日～7日
は～と・ピア2 新潟旅行



7月20日～21日
は～と・ピア ディズニー旅行



☆☆浴室（機械浴）のリニューアル☆☆

大塚施設に機械浴が導入されて9年が立ち、より快適な入浴サービスを提供するため、浴室をリニューアルしました。広々とした脱衣場ができ、夏場でも冬場でも快適に過ごせるよう、空調設備を整えました。

天井はひのき柄になっているので、ちょっぴり温泉気分を味わえるかもしれませんね。



移動支援従事者（ガイドヘルパー）養成研修のご報告



6月10日（土）、11日（日）文京槐の会は～と・ピア2において移動支援従事者養成研修を開催いたしました。

移動支援とは、障害のある方の地域生活を支えるために、1人では移動が困難な障害者（児）に対して、余暇活動や社会生活上必要な外出の際にガイドヘルパーを派遣して、移動の介護を提供するサービスです。

この研修では、実際に支援現場で活躍中の講師の方々が、テキストや資料を使って、障害福祉の歴史や制度、サービス等について講義します。また、移動支援の現場に出る際に必要な基礎知識や支援におけるポイントを学んだり、障害当事者の講師の方から移動支援の楽しみやヘルパーの方をお願いしたい事等のアドバイスを聞いたりします。2日目には、実際の支援現場を想定したロールプレイやグループワークを行い、参加者の方々との交流も出来ます。

初めて障害についてを学ぶ方でも、2日間を通し充実した内容の研修になっていますので、しっかりと知識が身に付きます。障害者（児）の支援に関心のある方は是非参加してみませんか。今年度は、秋と冬（開催日未定）にも開催しますので、日程が決まり次第、ホームページ等に情報を掲載させていただきます。



本部 大塚施設

- 【通所生活介護】
- ・は～と・ピア
- 【短期保護事業】
- ・文京藤の木荘
- 【移動支援事業・居宅介護事業】
- ・くっしょん
- 【一般相談・計画相談】
- ・あくせす

住所：〒112-0012 東京都文京区大塚4-21-8
TEL：03-3943-4300
FAX：03-3943-4330



小石川施設

- 【通所生活介護】
- 【就労移行支援】
- ・は～と・ピア2
- 【グループホーム】
- ・陽だまりの郷1・2

住所：〒112-0002 東京都文京区小石川4-4-5
TEL：03-6801-8571
FAX：03-6801-8581

【編集後記】

いよいよ夏本番を迎え、暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

今回より広報委員は新メンバーとなり、法人のホームページもリニューアルいたしました。これまで以上に文京槐の会の魅力を伝えられるような情報を発信していきます。皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

広報委員会 日野翔太郎

【お問い合わせ先】

〒112-0012
東京都文京区大塚4-21-8
TEL:03-3943-4300
FAX:03-3943-4330
E-mail:enju@tcn-catv.ne.jp
http://www.enjunokai.com/

～ホームページが新しくなりました♪～



29年度7月より、槐の会ホームページをリニューアルしました。パソコンからだけでなく、お手持ちのスマートフォン・タブレット等からも、見やすいようになっています。

文京槐の会の情報を沢山発信していきますので、是非一度ご覧ください。

平成29年度を迎えて



は～と・ピア2
当村 雪恵 主任支援員

昨年度の「は～と・ピア2」の一番のニュースは、えんむすびが開店したことです。就労移行支援事業の利用者は、チラシ配りやショーケースの掃除などから始め、その後弁当の配達や集金と楽しそうに、そして意欲的に取り組んできました。現在では、から揚げの衣つけや春巻きの皮を巻く作業にも取り組み、調理に関わる楽しさを味わっています。

何よりお客様と、「ありがとうございます。」「お疲れ様です。」と挨拶を交わす中で、喜ばれていると実感し、働く喜びを感じていることが伝わってきます。

文京区障害者基幹相談支援センターの取り組み



肢体不自由者対象
フラワーアレンジメント教室



内部障害者対象
手作りキャンドル教室



知的障害者対象
料理教室



精神障害者対象
料理教室



聴覚障害者対象
羊毛フェルト教室

文京区障害者基幹相談支援センターでは、障害のある方を対象とした、趣味や余暇活動の「講座・教室」を開催しています。

区報を中心にご案内しております。興味を持たれた方はぜひお申し込みください。

申し込み先：文京区障害者基幹相談支援センター

TEL:03-5940-2903 担当：宮森、海老名、美濃口



社会福祉法人制度改革について



改正社会福祉法

平成28年3月31日、改正社会福祉法が成立、同日公布されました。改正法の一部は、平成28年4月1日から施行されましたが、大部分は平成29年4月1日から施行されました。

今回の改正は、大きくは「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」という内容に分けられます。

今回は、「社会福祉法人制度の改革」について、説明します。

1 経営組織の在り方の見直し

今般の改正で最も大きいものは、「評議員会の必置」及びその「議決機関化」です。旧法では、「評議員会」は任意設置であり、かつ「諮問機関」でしたが、改正法では、すべての社会福祉法人において必ず設置しなければならない「議決機関」として位置づけられ、重要事項を決議させることによって、理事会への牽制機能を持たせました。

また、役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備、家族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等も課せられました。

2 事業運営の透明性の向上

改正法では、これまで批判の多かった社会福祉法人の事業運営について、透明性を向上させるために、情報公開の対象の拡大とルールの明確化が図られました。

これまで公開していた事業報告書や決算書類のほか、定款や現況報告書の備え置きや公表が必要となります。また閲覧請求できる者も利用者に限定せず、誰でも請求出来るようになりました。加えて役員報酬支給基準の公表も求められました。

3 財務規律の強化

新たに役員等の報酬の基準を定めること、及びそれを公表することは上記に記載しましたが、これ以外にも、法人は役員等、職員その他それらの配偶者や三親等内の親族等に「特別の利益」を与えることを禁止しました。

また、純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産を毎年度明確化し、再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉充実計画の作成が義務付けられました。ただし、槐の会では、再投下可能な残額が生じないことから社会福祉充実計画の作成は不要となります。

4 地域における公益的な取組を実施する責務の規定

改正法では、努力義務規定ながら、社会福祉法人の公益性・非常利性を踏まえ、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として規定しました。

5 行政の関与の在り方

行政の指導監督機能も強化されました。立ち入り検査等に関する規定が一部新たに設けられたことや勧告・公表の規定、所轄庁の知事への協力依頼や知事等の所轄庁に対する意見等行政の連携についての規定が新たに追加されました。